

議会議案第 1 号

防災庁創設を契機とした防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に防災庁設置法が成立し、年内にも平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔として防災庁が創設されることになっている。一方で、本年に入ってから、令和8年熊本地震や令和8年8月千葉豪雨等の自然災害が頻発し、国民の生命、生活及び経済活動に甚大な被害を及ぼしている。しかし、被災者の避難生活の改善にはなお多くの課題が残ることに加え、猛暑下の避難や車中泊・在宅避難者の増加、急激な内水氾濫への対応、被災自治体の人員不足の深刻化など、災害現場の課題はより複雑化している。本県も、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興の途上にある中、本年8月の大雨では能登地方で甚大な被害が生じるなど、なお多くの自然災害に直面している。

防災庁創設に対する国民の期待に応えるには、組織体制及び予算の充実を図るのみならず、激甚化・複雑化する自然災害に的確に対応し、国民の生命及び財産を災害から守るための施策を着実に推進する必要がある。

よって、国におかれては、防災体制を抜本的に強化し、災害に強い国づくりを実現するため、下記の措置を速やかに講じるよう、強く要望する。

記

- 1 被災自治体への人的支援について、更なる拡充や迅速な派遣ができるよう
体制整備や活動の環境の改善に取り組むとともに、復旧・復興が長期化しても
安定的に人的支援を受けられるような体制の整備を図ること。
- 2 「『場所（避難所）』から『人（避難者等）』への支援」への転換の下、車
中泊・在宅避難者も一人一人の状況に応じた支援が早期に受けられるよう、
見回りの強化を図る。この人とD M A T ・ D P A T ・ D W A T等の連携・情報収集
活動の強화를図るこ
- 3 被災者の性別・世代等に、必要な物資が確保されるよう、国や地方自治
体の備蓄品目やプッシュ型支援品の不中断の見直しや、民間企業等が資源も
最大の生活に活用し、不足な物資を供給すること。また、被災地の復旧供
給で災害関連死を防ぐため、イタリアにおける「T K B 48」の取組等も参考に、
4 避難生活環境を確保するに必要物資・資機材の整備や、迅速な輸送や設営のた
め、体制の整備を進めること。さらに、断水の長期化や猛暑等の健康リスクを
考慮し、トイレット紙などの必需品やキッチンカー、移動式エアコン等の配
5 防災に関する実践的・体系的な知識を有し、多様な関係者間のコーディネ
ート力をもつ国・地方自治体職員や民間人材などの育成システムの充実・
強化を図るとともに、平時から関係者同士の顔の見える関係の構築・連携を
推進すること。
6 効率的な災害対応や複合災害・二次災害の防止のため、通信インフラの整
備や防災DXの推進、災害発生後の地殻変動等の監視体制の強化を図ること。
また、発災時の国民一人一人が迅速に命を守る行動をとれるよう、行動変容
を促すための効果的な情報の発信の在り方を検討するこ
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 30 日

長大臣臣臣臣臣官
議大 大 大 大 大
院理大 勤業通担房
院總務 勞産交特官
議閣 生済土府閣
衆参内総厚経国内内

（防災）

あて

石川県議会

議会議案第2号

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正趣旨 を踏まえた支援策の確実な実施を求める意見書

人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児・者は近年増加傾向にあり、その介護を行う家族を含め、社会全体で支援する取組が求められている。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が議員立法により成立し、医療的ケア児が日常生活及び社会生活を営むために必要な支援は徐々に整備されつつある。しかし、これまで同法の支援対象は18歳未満の医療的ケア児に限られており、成人になると支援が途切れてしまう、いわゆる「18歳の壁」が課題となっていた。また、医療的ケア児と同様の支援を必要とする重症心身障害児・者についても支援対象となっていなかった。

こうした課題に対応するため、本年7月に同法が改正され、成年に達した医療的ケア児や、18歳以上で医療的ケアが不可欠であり、かつ、これにより自立した生活を営むことが困難な状態にある者、重症心身障害児・者が新たに支援対象として追加された。また、レスパイトや通学支援等の日常生活支援を始めとする支援施策の充実に向けた規定などが盛り込まれたところである。これは、成人した医療的ケア者等が日常生活及び社会生活を営むことができる社会の実現に向けての大きな一歩であり、当事者やその家族からも大きな期待が寄せられている。

一方、改正法の趣旨を踏まえた具体的な支援策については、現在国において検討が進められているところであるが、成人となる医療的ケア児や重症心身障害児が増加する中、社会全体で切れ目のない支援体制を構築することは喫緊の課題であり、来年4月の改正法施行に向け、万全の準備を進める必要がある。

よって、国におかれては、来年4月の改正法施行時において医療的ケア者等への切れ目のない支援が確実に実施されるよう、具体的な施策を速やかに講ずるとともに、支援の実施を担う地方公共団体を始めとする関係者に対する適切な情報提供や、支援に当たり必要な予算を措置するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣（こども政策）	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第3号

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2030年登録に向けた 「温泉文化」の保護・継承等への支援及び発信を求める意見書

「温泉文化」は、「自然の恵みである温泉に入り、心と体を癒す」という、日本人に根付いている社会的慣習である。この「温泉文化」は、昨年11月28日に開催された文化庁の文化審議会無形文化遺産部会での選定の後、ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への登録の国内候補に決定され、今後、ユネスコでの審議を経て、2030年の登録が見込まれている。

とりわけ本県は、加賀温泉郷や和倉温泉、白山の湯治文化などを有する全国有数の温泉県であり、これらは重要な観光資源であるほか、地域の暮らしや伝統行事とも深く結びついた大切な文化的財産となっている。また、2024年には山中温泉にて「温泉文化シンポジウム」を開催するなど、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成にも努めてきたところである。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に加え、観光需要の変化や人手不足、相次ぐ自然災害等により、温泉地を取り巻く環境は厳しさを増している。とりわけ本県においては、能登半島地震によって和倉温泉を始めとする能登の温泉地に甚大な被害が生じ、被災からの復旧・復興はいまだ道半ばである。

こうした中、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録は、国内外へ本県及び日本の温泉文化の価値と魅力を発信し、地域活性化や被災温泉地の復旧・復興、国内外からの観光誘客の大きな契機となるものである。登録が実現すれば、日本各地で温泉を起点に魅力ある地域資源を活用した観光・地場産業が成長することで、強い地域経済が構築され、地方創生の推進にも大きく寄与することが期待される。

また、文化審議会の答申では、「ユネスコでの審議までの期間を生かして国内でその内容についてより幅広い層と共有していくことが期待される」とされている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 「温泉文化」の保護・継承に資する活動への支援を行うこと。
 - 2 「温泉文化」をいかした地域活性化の促進を図ること。
 - 3 温泉をハブとした文化観光・周遊観光の促進を図ること。
 - 4 温泉への入浴や療養の効果について、医科学的な調査研究への支援を行うこと。
 - 5 国内外に向けた「温泉文化」に係る情報発信を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
内閣府特命担当大臣
内閣官房長官

(地方創生)
(経済財政政策)

あて

石川県議会

議会議案第 4 号

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する 公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、現在、本制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされている。

この保育所等への公費助成の在り方については、令和7年3月4日のこども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会において、公費助成を一旦継続しつつ、他の経営主体との条件の公平・中立の観点等を踏まえて、令和8年度までに改めて結論を得ることとされ、現在、国において検討が進められている。

一方で、国は「こども未来戦略」に基づき、保育人材の確保及び資質向上により、質の高い保育を安定的に提供できる体制の構築を進めている。しかし、保育所等の経営主体である社会福祉法人への公費助成が打ち切られ、全額が事業主負担となると、公定価格が定められている保育所等は本制度の掛金を負担することができず、退職手当の支給が難しくなり、保育士の処遇改善の効果を損なうとともに、保育人材の確保が現状より更に困難となり、子供・子育て政策の推進に大きな支障をもたらしかねない。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣（こども政策）	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第 5 号

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備の検討を求める意見書

愛知県一宮市で昨年 5 月、妊婦が車にひかれて死亡し、緊急帝王切開で出生した子に重篤な障害が残るという痛ましい事故が発生した。運転手は、死亡した妊婦に対する「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（以下「自動車運転死傷処罰法」という。）違反で起訴され、実刑判決が確定したが、事故当時に胎児であった子に対する自動車運転死傷処罰法違反での起訴は行われなかった。

一般に、胎児は、刑法や自動車運転死傷処罰法において客体である「人」そのものではなく、母体の一部を構成するものと解されている。下級審の裁判例では、妊婦が交通事故で被害を受け、その後出生した子に死亡又は障害の結果が生じた場合、母親に対する罪とは別に、子に対する業務上過失致死傷罪の成立を認めた事案が見られるものの、その数は少なく、交通事故等による加害行為で重大な被害を受けた胎児が十分な法的評価を受けているとは言い難い。

上記事故の被害者家族は、出生した子も被害者として扱うよう訴え、この家族の思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えた。現在、胎児が交通事故等で被害を受けた場合の法整備を求める署名活動が遺族により行われており、7万筆を超える賛同を集めている。こうしたことから、現行制度の在り方に対する見直しを求める国民の意識の高まりがうかがわれる。

医療技術が進展し、出生前の段階で胎児の生育状況が把握できるようになったことも踏まえると、被害の発生時点によって法的評価や取扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題があると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、交通事故等において、母体への加害行為により胎児にも影響が及び、出生後に障害や死亡の結果が発生する事案について、関連する法制度や議論、支援策等を精査し、被害者としての胎児の法的保護に係る規定の整備に向けた検討を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 30 日

衆	議	院	議	長	} あて	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総	務		大	臣		
法	務		大	臣		
国	土	交	通	大		臣
国	家	公	安	委		員
内	閣	官	房	長	官	

石 川 県 議 会

議会議案第 6 号

オウム真理教（現 A l e p h ・ ひかりの輪 ・ 山田らの集団）に
対する観察処分の更新等を求める意見書

オウム真理教（現 A l e p h ・ ひかりの輪 ・ 山田らの集団）は、過去に数々の無差別大量殺人事件を引き起こし、社会に大きな不安と衝撃を与えた。

同団体のうち、A l e p h 及び山田らの集団においては、今なお、地下鉄サリン事件などの首謀者であった教祖の写真を修行道場等に掲げ、信徒に対して絶対的帰依を扶植しているほか、ひかりの輪においては教祖に関係があるとする仏画を修行道場内に掲げていることなどが確認されている。

本県を含む15都道府県に拠点施設を有し、国内に約1,600人もの信徒を抱えて活動を続ける同団体は、一般市民にとって脅威でしかなく、地域住民は恐怖と不安を抱きながら日々の生活を送っている。

このような状況の中、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の期限が来年1月に迫ってきており、その更新を多くの地域住民が望んでいる。

同法では、法の廃止を含めた5年ごとの見直しや、3年を超えない期間を定めた観察処分が規定されているが、同団体の監視のために同法の存続と確実な観察処分の適用を望む地域住民は、その期限が近づくたびに大きな関心を持って注視している。

よって、国におかれては、県民の不安を払拭し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、同法に基づく次回9回目の観察処分期間の更新を確実に行うことはもとより、同法に定める5年ごとの見直し規定及び観察処分に期限を設ける規定を廃止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
総 務 大 臣	
法 務 大 臣	
国家公安委員会委員長	
内 閣 官 房 長 官	

石 川 県 議 会

議会議案第7号

国の予算編成見直しに当たり必要な対応を求める意見書

現在、国は「骨太の方針2026」に基づき、必要な予算は可能な限り当初予算で措置する方向で予算編成を検討しているが、この見直しは、民間事業者や地方公共団体の予見可能性の確保に資する一方で、地方公共団体の予算編成の在り方や財政負担に影響を及ぼすおそれがある。

地方公共団体においては、社会保障関係費の増加や物価高への対応、人口減少対策、防災・減災や国土強靱化の推進、大規模災害からの復旧・復興など、財政需要の更なる増加が見込まれる中、引き続き地方公共団体が地方の実情に沿った行政サービスを安定的に提供していくためには、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、必要となる地方交付税等の一般財源を増額確保、充実することが不可欠である。

よって、国におかれては、予算編成の在り方を見直すに当たり、地方公共団体が増大する財政需要への対応や行政サービスの安定的な提供を今後も可能にするため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 令和9年度の予算編成においては、公共事業や補助事業など、例年補正予算で措置されてきたものも含め、必要な事業量に対する十分な予算を当初予算で確保すること。
- 2 補正予算では、補正予算債などの地方に有利な財政措置により地方負担の軽減が図られてきたことを鑑み、当初予算での計上により地方公共団体の実質的な財政負担が増加しないよう、所要額を地方財政計画の歳出に適切に計上する等の必要な対応を行うこと。
- 3 社会経済の大きな変動や大規模災害などの不測の事態に対しては、引き続き機動的に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会